

第5節 適応策の推進

1 気候変動の影響と適応【環境政策課】

(1) 気候変動の現状と県内の影響

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。本県においては、100年あたり1.7℃の割合で上昇しています。

図1-5-1 日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898～2025年)

出典：気象庁ホームページ

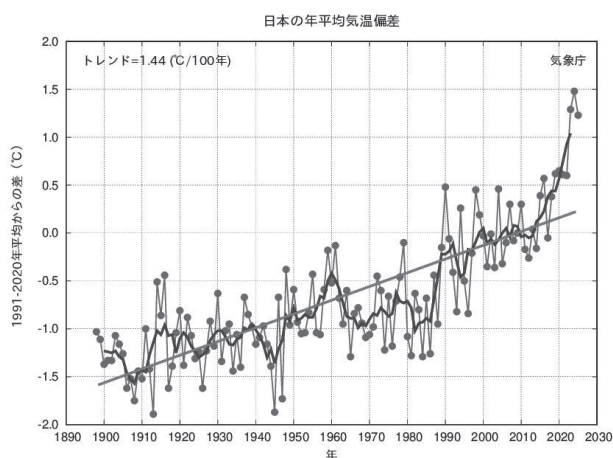
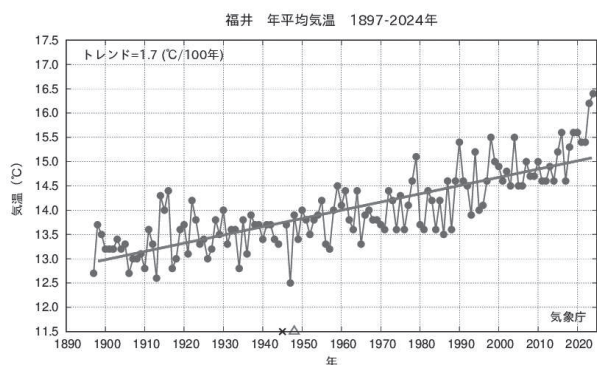


図1-5-2 福井県の年平均気温の経年変化 (1897～2024年)

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(グラフは気象庁が作成)



本県では、次のような温暖化が原因と思われる影響が発生しています。

① 農業・水産業分野

水稲では、気温の上昇により出穂後の登熟不良による乳白米や胴割米が増加するなど、品質低下が確認されています。

水産業では、海水温の上昇により、サワラの漁獲量増加や藻場の減少など、魚種や海藻などの組成や資源量の変動が発生しています。

② 自然生態系分野

海水温上昇に伴うムラサキウニの増加により、多くの水生生物の生活を支える藻場の減少が発生しています。

③ 健康分野

気温上昇に伴う真夏日、熱帯夜の増加により、熱中症患者の数が増加しています。

(2) 気候変動への適応

① 適応の背景と動向

IPCC第6次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高まることが予想されています。

地球温暖化による悪影響を防止するためには、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」も重要であり、これら二つの対策を両輪で推進していくことが必要です。

日本の気候変動対策は、地球温暖化対策推進法に基づき実施されてきましたが、同法には緩和策のみ位置付けられており、適応策の規定はありませんでした。そのため国では、政府全体で整合性のとれた適応策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。その後、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策は法的に位置付けられることとなりました。これにより、国・地方公共団体・事業者・国民が連携して適応策を推進するための枠組みが整備され、同年12月には同法に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

さらに、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年5月に改正気候変動適応法が公布され、熱中症特別警戒情報の発表および周知と迅速な対策の実施などの規定が設けられまし

た。同月には、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、中期的な目標（2030年）として、「熱中症による死亡者数が、現状から半減することを目指す」ことが設定されるとともに、地方公共団体、事業者、国民の役割等が明確化されました。

② 福井県の気候変動適応の推進

県では、令和5年3月に改正した福井県環境基本計画を、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付け、農業・林業・水産業分野や健康分野をはじめとした7つの分野について施策の方向性を取りまとめました。（福井県環境本計画第2編第1章第5節）。

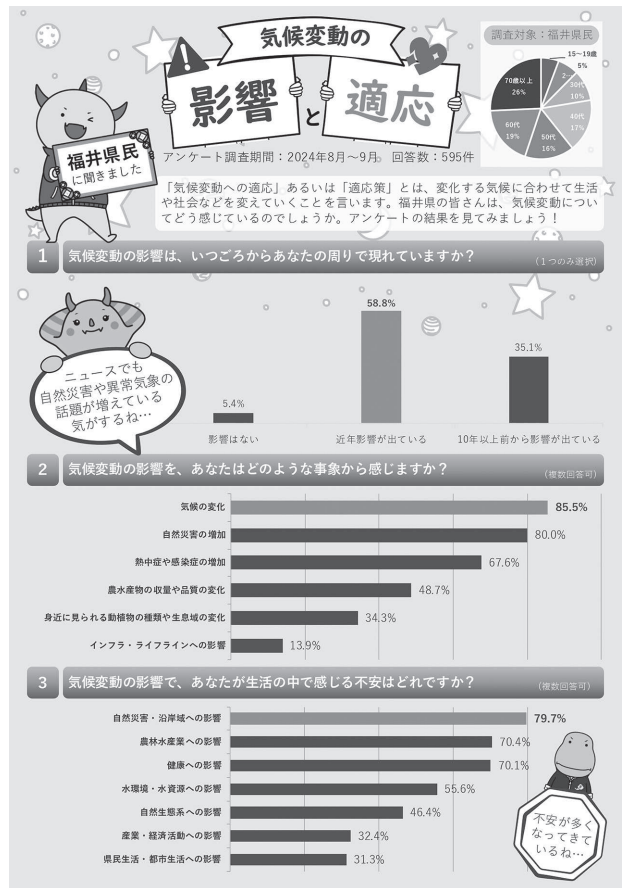
また、令和5年11月には、多岐に渡る気候変動適応策を推進するための情報拠点として、福井県気候変動適応センターを設置し、市町職員を対象とした気候変動適応計画策定に向けた実践研修や、県民に分かりやすく適応策を発信するための広報誌「FUKUTEKI」を作成しています。

令和6年度からは、同センターの情報発信の強化を図るため、新たに「気候変動適応化情報提供事業」を開始しました。本事業では、適応に関する情報の収集・提供を効果的に行うためのアンケート調査と普及啓発を推進するためのパネル展を実施しています。パネル展では、気候変動適応に関する最新情報やアンケート調査の結果などが掲示してあり、県民の皆様が適応の理解を深め、実際に取り組むための情報が満載となっています。今後も、広報誌の発行やパネル展の開催などの情報発信を継続し、気候変動適応策を推進していきます。



福井県立図書館でのパネル展示

図1-5-3 展示パネル例（アンケート調査結果）



分野別施策の
実施状況
推進
地球温暖化対策の

